

議案第45号

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9月 9日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の改正が行われたことにより、幼稚園や保育所等を利用する3歳から5歳の全ての子どもの利用料が無償化されることから、本町における保育料の徴収に係る規定を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年みやき町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育料の減免)</p> <p>第4条 町長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に限る。）又は扶養義務者から第3条に定める保育料を徴収する。</p> <p>2 町長は、町が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に限る。）から、第3条に定める保育料を徴収する。ただし、他市町村に居住する<u>教育・保育給付認定子ども</u>にあっては、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の居住地市町村が定める保育料を徴収するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(保育料の減免)</p> <p>第4条 町長は、<u>支給認定保護者</u>が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から第3条に定める保育料を徴収する。</p> <p>2 町長は、町が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>から、第3条に定める保育料を徴収する。ただし、他市町村に居住する<u>支給認定子ども</u>にあっては、当該<u>支給認定子ども</u>の居住地市町村が定める保育料を徴収するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

規則第 号

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和元年 9月 日

みやき町長 末 安 伸 之

第2条第1項を次のように改める。

教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条第1項に規定する規則で定める額は、零とする。第2条に次の1項を加える。

2 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条第1項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表第1番目の「(1) 保育料徴収基準額表（教育標準時間（1号給付））」及び表全体を削り、別表第2番目の「(2)」及び「・2」を削り、同表全体を次のように改める。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担		
		標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	要保護者等世帯	7,200円	7,000円
		要保護者等世帯以外の世帯	15,600円	15,300円
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 79,000円未満	所得割課税額77,101円未満 の要保護者等世帯	7,200円	7,000円
		上記以外の世帯	22,500円	22,100円
	所得割課税額 79,000円以上97,000円未満	24,000円	23,500円	
第5階層	所得割課税額 97,000円以上124,000円未満	32,000円	31,400円	
	所得割課税額 124,000円以上169,000円未満	35,600円	34,900円	
第6階層	所得割課税額 169,000円以上229,000円未満	42,700円	41,900円	
	所得割課税額 229,000円以上265,000円未満	45,800円	45,000円	
	所得割課税額 265,000円以上301,000円未満	48,800円	47,900円	
第7階層	所得割課税額 301,000円以上	56,000円	55,000円	

別表備考第1項中「第314条の8、」の次に「第314条の9、」を加え、「第5項」を「第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第

2項並びに附則第45条」に、同第5項中「支給認定子どものみ」を「教育・保育給付認定子どものみ」に、「支給認定子どものうち、最年長の者をいう。」を「教育・保育給付認定子どものうち、最年長の者をいう。」に、「支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。」を「教育・保育給付認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。」に、「支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。」を「教育・保育給付認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。」に、同第6項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子どもに係る」を「教育・保育給付認定子どもに係る」に、「支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし」を「教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる全額とし」に、「支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし」を「教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし」に、同項第1号を削り、同項第2号を第1号に繰り上げ、「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加え、同項第3号を第2号に繰り上げ、同項第4号を第3号に繰り上げ、同項第5号を第4号に繰り上げ、同第7項中「77,101円未満(保育標準時間認定及び保育短時間認定にあっては、57,700円未満)」を「57,700円未満」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

みやき町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前									
<p>(保育料)</p> <p>第2条 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条第1項に規定する規則で定める額は、零とする。</p> <p>2 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条第1項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（規則第2条関係）</p>	<p>(保育料)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により規則で定める保育料は、別表のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>別表（規則第2条関係）</p> <p>(1) 保育料徴収基準額表（教育標準時間（1号給付））</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th style="text-align: center;">利用者負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">階層区分</td> <td style="text-align: center;">定義</td> <td style="text-align: center;">3歳以上児</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1階層</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担	階層区分	定義	3歳以上児	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯	0円
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担								
階層区分	定義	3歳以上児								
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親世帯	0円								

第2階層	要保護者等世帯で市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)		0円
	要保護者等世帯以外の市町村民税非課税世帯		2,400円
	要保護者等世帯以外の市町村民税所得割非課税世帯		2,700円
第3階層	所得割課税額48,600円未満	要保護者等世帯	2,400円
		要保護者等世帯以外の世帯	7,600円
	所得割課税48,600円以上77,100円以下	要保護者等世帯	2,400円
		要保護者等世帯以外の世帯	8,100円
第4階層	所得割課税77,101円以上144,000円未満		16,200円
	所得割課税144,000円以上211,200円以下		19,200円
第5階層	所得割課税211,201円以上		20,000円

____ 保育料徴収基準額表 (保育認定 (____ 3号給付))

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担	
		標準時間	短時間
第1階	生活保護法 (昭和25年法律第144)	0円	0円

(2) 保育料徴収基準額表 (保育認定 (2・3号給付))

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間

層	号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親世帯				
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円	0円
第3階層	所得割課税額48,600円未満	要保護者等世帯	7,200円	7,000円	
		要保護者等世帯以外の世帯	15,600円	15,300円	
第4階層	所得割課税額48,600円以上79,000円未満	所得割課税額77,101円未満の要保護者等世帯	7,200円	7,000円	
		上記以外の世帯	22,500円	22,100円	
	所得割課税額79,000円以上97,000円未満	24,000円	23,500円		
第5階層	所得割課税額97,000円以上124,000円未満	32,000円	31,400円		
	所得割課税額124,000円以上169,000円未満	35,600円	34,900円		

第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
	第2階層	市町村民税非課税世帯	要保護者等世帯	0円	0円	0円	0円	0円
要保護者等世帯以外の世帯			7,200円	7,000円	4,800円	4,700円	4,800円	4,700円
第3階層	所得割課税額48,600円未満	要保護者等世帯	7,200円	7,000円	4,800円	4,700円	4,800円	4,700円
		要保護者等世帯	15,600円	15,300円	13,200円	12,900円	13,200円	12,900円

第6階層	所得割課税額 169,000円以上229,000円未満	42,700円	41,900円
	所得割課税額 229,000円以上265,000円未満	45,800円	45,000円
	所得割課税額 265,000円以上301,000円未満	48,800円	47,900円
第7階層	所得割課税額 301,000円以上	56,000円	55,000円

		帯以外の世帯						
第4階層	所得割課税額 77,101円未満の要保護者等世帯	所得割課税額 48,600円以上79,000円未満	7,200円	7,000円	4,800円	4,700円	4,800円	4,700円
			22,500円	22,100円	20,200円	19,800円	19,000円	18,600円
	所得割課税額 79,000円以上97,000円未満		24,000円	23,500円	20,200円	19,800円	19,000円	18,600円
第5階層	所得割課税額 97,000円以上124,000円未満		32,000円	31,400円	28,000円	27,500円	26,000円	25,500円
	所得割課税額 124,000円以上169,000円未満		35,600円	34,900円	33,200円	32,600円	28,550円	28,000円
第6階層	所得割課税額 169,000円以上229,000円未満		42,700円	41,900円	34,660円	34,000円	28,550円	28,000円
	所得割課税額 229,000円以上265,000円未満		45,800円	45,000円	34,660円	34,000円	28,550円	28,000円

	所得割課税額 265,000円以上 301,000円未満	48,8 00円	47,90 0円	34,6 60円	34,00 0円	28,5 50円	28,00 0円
第 7 階 層	所得割課税額 301,000円以上	56,0 00円	55,00 0円	34,6 60円	34,00 0円	28,5 50円	28,00 0円

- 1 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第2号に規定する所得割をいう。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 5 生計を一にする世帯に属する子どもが教育・保育給付認定子どものみである場合の保育料の月額は、第1子（当該教育・保育給付認定子どものうち、最年長の者をいう。5において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。5において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該教育・保育給付認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
- 6 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び(1)から(5)まで（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定子どもに係る保育料の月額を決定する場合にあっては、(1)を除く。）に該当する子どもがいる場

- 1 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第2号に規定する所得割をいう。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、_____同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項
_____の規定は適用しないものとする。
- 5 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみ
_____である場合の保育料の月額は、第1子（当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。_____5において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。_____5において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。_____）については0円とする。
- 6 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び
_____(1)から(5)まで（保育標準時間認定又は保育短時間認定を受けた支給認定子どもに係る_____保育料の月額を決定する場合にあっては、(1)を除く。）に該当する子どもがいる場

る保育料の月額については、同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については、0円とする。ただし、市町村民税非課税世帯（要保護者等世帯を除く。）については、特定被監護者等の範囲で最年長の子から順に第2子の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については0円とする。また、要保護者等世帯については、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に第1子の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については、同表に掲げる額とし、第2子以降の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については、0円とする。

る保育料の月額については、同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については、0円とする。ただし、市町村民税非課税世帯（要保護者等世帯を除く。）については、特定被監護者等の範囲で最年長の子から順に第2子の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については0円とする。また、要保護者等世帯については、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に第1子の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については、同表に掲げる額とし、第2子以降の小学校就学前の子どもに係る保育料の月額については、0円とする。